

第37 - 2号議案関係資料

高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(27) 高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	敬老特別乗車証交付事業		×		×	×	×	B	
2	すこやか入浴事業			×	×	×	×	B	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(27) 高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 敬老特別乗車証交付事業	<p>(内容)市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる敬老特別乗車証(敬老バス)を交付 (対象者)市内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用 (敬老特別回数券)東桜島地区居住者については、桜島町営バス及び桜島町営フェリーの回数券を交付 (14年度実績) ・敬老特別乗車証 交付枚数 60,274枚 負担金額 800,082,451円 ・敬老特別回数券 交付人数 517人 負担金額 5,640,300円 15年度予算 652,174千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>(内容)桜島町営バス及び桜島町営フェリーが無料で利用できる特別乗車船券(敬老バス)を交付 (対象者)町内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用。 (14年度実績) 交付枚数 1,141枚 負担金額 38,836,000円 15年度予算 38,836千円 (民間バス利用回数券) 赤水地域の敬老バス交付者に民間路線バス利用回数券を交付 15年度予算 715千円</p>	<p>該当なし。</p>
2 すこやか入浴事業	<p>(内容)鹿児島市内の公衆浴場を無料で利用できる「すこやか入浴券」を交付 (対象者)市内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用 (交付枚数)一人当たり24枚 (契約単価)300円 (利用可能施設)鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島支部に加盟する公衆浴場53か所。東桜島支所管内に居住する方は、上記53か所に加え古里観光ホテルも利用可能 (14年度実績) ・交付枚数 1,428,438枚 ・利用枚数 802,783枚 ・入浴料 240,834,900円 15年度予算 185,567千円</p>	<p>(内容)吉田町内の公衆浴場を無料で利用できる「老人温泉保養券」を交付 (対象者)吉田町に住所を有する70歳以上の者。70歳誕生月の翌月の初日から適用 (交付枚数)一人当たり年24枚 (契約単価)280円 (利用可能施設)町内浴場5か所 (14年度実績) ・給付実人員 1,035人 ・利用枚数 17,296枚 ・入浴料 4,837,280円 15年度予算 4,928千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時までに決定する。 見直し後の制度については、新市域(5町)にも適用するものとする。 新市域(5町)へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券(敬老)交付事業は、廃止する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時までに決定する。 見直し後の制度については、新市域(5町)にも適用するものとする。 新市域(5町)へ適用することにより、吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。